

新城市子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市こどもの未来応援事業計画の基本理念である「すべての子どもが健やかに育ち、育てられる」に基づき、子どもが健やかに育ち未来を切り開いていくことができるよう、地域で安心して過ごすことのできる居場所を確保するため、子ども食堂・地域食堂を開設する団体に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども食堂」とは、食事の提供を通して、子どもの孤食を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する場所をいう。また、「地域食堂」とは、食事の提供を通して、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をすることで、世代間交流ができ、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる場所をいう。

2 この要綱において「子ども」とは、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助金の対象となる者は、市内で子ども食堂・地域食堂を開設する団体であり、かつ、次に掲げる要件を満たす者(以下、「補助対象者」という。)とする。

- (1) 1年以上継続して子ども食堂・地域食堂を運営する意思が認められること。
- (2) 運営する団体の所在地が市内であり、代表者が定められた団体であること。
- (3) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (6) 新城市暴力団排除条例(平成23年新城市条例第1号)に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、子ども食堂・地域食堂を開設し、その運営を行う事業で、次に掲げる条件に該当する食事を提供する事業とする。

- (1) 子ども食堂・地域食堂を年5回以上実施し、子ども食堂・地域食堂開設から1年以上継続して実施する予定があること。ただし、年度途中に子ども食堂・地域食堂を開設する場合にあつては、開設の日の属する月から当該月の属する年度の年度末までの月数に2分の1を乗じて得た数以上を実施

するものであること。

- (2) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
 - (3) 子ども食堂・地域食堂の開設及び運営に関し、同一会計年度において愛知県、新城市(以下「市」という。又は市が補助する団体等から同種の補助金を受けていないこと。
 - (4) 前各号のほか、市長が別に定める事項を遵守すること。
- 2 食事を提供する事業のほか、次に掲げる事業を追加して行う場合は、子ども食堂・地域食堂の実施日ごとにいずれかの事業についても補助対象事業とすることができる。

(1) 世代間交流事業

囲碁や将棋、ダンスや音楽、郷土料理の調理等に代表される地域の伝統や文化に触れる活動を子どもたちに伝えることができるスタッフを1名以上配置し、当該スタッフとの活動を通して世代間交流の機会を子どもたちに与えること。

(2) 学習支援事業

子どもたちの学習の見守りができるスタッフを1名以上配置し、当該スタッフが子どもたちの学習の見守りを行うことにより、学ぶ機会を与えること。

(補助金額等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める子ども食堂・地域食堂の開設及び運営に要する経費とし、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 補助対象事業以外の運営に関する経費
 - (2) 補助対象者の構成員による会合の飲食費
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当であると市長が認めない経費
- 2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の区分毎の合計額(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- 3 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の3月末日までとする。
- 4 子ども食堂・地域食堂の開設に要する経費の補助金については、開設初年度のみを交付対象とし、同一の子ども食堂・地域食堂につき1回に限るものとする。
- 5 子ども食堂・地域食堂の運営に要する経費の補助金については、同一の子ども食堂・地域食堂につき補助を開始した年度を含む3年間を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体等概要書(様式第4号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合(補助金の増額を伴わない変更であり、経費の配分の変更が補助対象経費の10%未満となる軽微な変更を除く。)には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業計画書(様式第2号)に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更の承認の申請)

第9条 この補助金の交付決定を受けた者は、この補助金の決定後、事情の変更により申請内容の変更承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に補助金変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者より事業の変更承認申請があったときは、申請に係る書類の審査を行い、新城市子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金交付変更決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、交付申請の内容に鑑み、補助金を概算払いで交付することが補助金の交付目的を達成するために特に必要であると認めるときは、交付決定額の5割を限度として概算払いにより交付することができるものとする(算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)

- 2 前項の規定により、補助金の概算払いを受けようとするときは、あらかじめ市長に概算払請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市長は、補助事業者に対し、随時必要な報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、交付の対象となった事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日

を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 事業実施報告書(様式第11号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次に掲げる場合に該当するときには、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助目的以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正行為をした場合
- (4) 事業執行が中断し、市長が督促したにもかかわらず1か月以内に執行しない場合
- (5) 補助金の交付を受けた年度から1年未満で子ども食堂・地域食堂の運営を終了した場合
- (6) 利用者からの苦情、トラブルなどの不適切な行為があり、市長が改善要求をしたにもかかわらず1か月以内に改善がない場合
- (7) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(交付額の確定及び精算)

第14条 市長は、補助事業者から実績報告があった場合において、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地審査等を行い、補助金の額を確定し、新城市子ども食堂・地域食堂推進事業費補助金交付確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(各機関との調整、連携)

第15条 補助事業者は、子ども食堂・地域食堂の実施について、必要に応じて、市、新城市社会福祉協議会、又は開催場所となる地域と広報や運営について調整及び連携に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額
開設に係る補助対象経費	修繕費及び工事請負費、備品購入費、備品リース料、その他市長が必要と認める経費	設備等経費に要した額 (10万円を上限とする。)
運営に係る補助対象経費	食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、広告料、印刷製本費、保険料、報償費（ボランティア等への謝礼を含む。）その他市長が必要と認める経費	運営経費から補助対象事業にかかる収入額を控除して得た額（1回当たり2万円、年間10万円を上限とする。)